

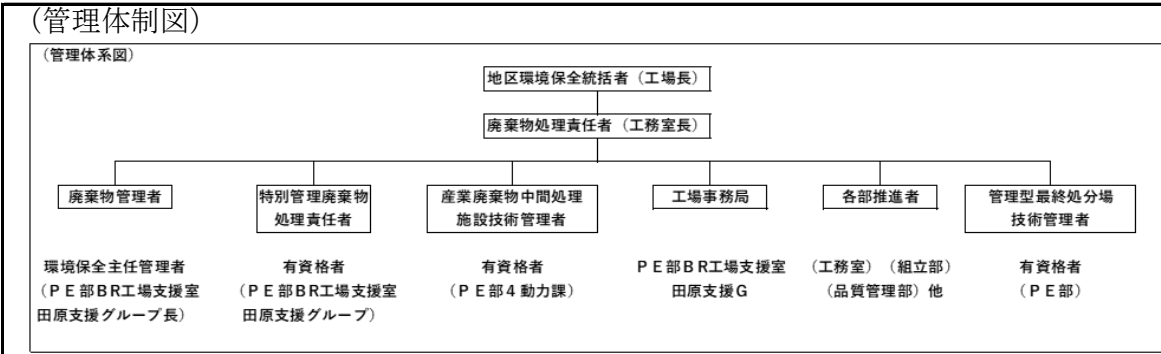
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年6月24日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊田市トヨタ町1番地	
氏 名 トヨタ自動車株式会社	
代表取締役社長 豊田 章男	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0565-28-2121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物のその処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタ自動車株式会社 田原工場
事業場の所在地	愛知県田原市緑が浜3号1番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事業	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	万円
③従業員数	6731 人
④特別産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油は再生処理業者へ委託し、原材料化へ ・腐食性廃酸は再生処理業者へ委託し、原材料化へ ・腐食性廃アルカリは再生処理業者へ委託し、原材料化へ ・感染性産業廃棄物は中間処理業者へ委託し、原材料化へ ・廃PCB等は再生処理業者へ委託し、原材料化へ

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事業



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油…主に塗装工程の洗浄に使用。使用量管理の徹底、再利用の実施 ・腐食性廃酸・腐食性廃アルカリ…使用量の管理を徹底し、排出量の抑制を図っている。 ・感染性廃棄物…処理マニュアルを遵守しながら、産業廃棄物として処分できるものの分別を実施 ・廃PCB等…トランス等の老朽更新で発生	
②計画	【目標(令和4年度)】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・使用量管理の徹底と再利用を今後も継続して実施する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別回収により、混合しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も分別回収を継続していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度(令和3年度)実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	(これまで実施した取組) ・自ら再生利用を行っていない。	
②計画	<b>【目標(令和4年度)】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・自ら再生利用を行う予定はしていない	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度(令和2年度)実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
(これまで実施した取組) ・全量委託処理をしている。		
②計画	<b>【目標(令和3年度)】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
(今後実施する予定の取組) ・今後も全量を委託処理の予定をしている。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	<b>【前年度(令和3年度)実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・自ら埋立て処分をしていない。	
②計画	<b>【目標(令和4年度)】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら埋立て処分の予定はしていない。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	<b>【前年度(令和2年度)実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・再生利用業者、中間処理業者への全量処理委託を行ってきた。	

②計画	【目標（令和4年度）】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者への委託を継続する。	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	801.02 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・平成31年4月1日に電子マニフェストに切替済のため、適正な運用を実施していく。	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分野の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋め立て処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

